

(仮称) 青山高原風力発電所リプレース事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見

1 総論

- (1) 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の配置等の検討については、既設の風力発電設備等の設置の際に行った調査の結果等を活用するなど、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響について適切に把握するとともに、これらの結果を踏まえて、本事業の計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。
また、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路、送電線等を利用することにより、これらを新設する場合に比べて環境影響の程度を低減するようであれば、その利用等を最大限考慮すること。
- (2) 既設の風力発電設備等の撤去工事については、必要に応じて調査、予測及び調査を適切に実施すること。
- (3) 環境影響評価を行う過程においては、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- (4) 環境影響の予測にあたっては、できる限り定量的な手法を用いて評価すること。
- (5) 事業実施想定区域の周辺においては、現在計画中のものを含め、本事業と同様の風力発電事業が複数確認されており、これらとの累積的な環境影響が懸念される。このことから、稼働中及び計画中の風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念される要素については、今後、環境評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予想及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。
- (6) 本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点から望ましい事業であると考えられるが、地域住民等の合意のもと受入られた事業であることが前提と考える。このことから環境影響評価に関する情報を積極的に提供するなど、理解を得ながら事業を進めること。また、その際は丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2 各論

(1) 大気質

工事については、環境負荷の少ない車両等を利用するとともに、工事車両や重機の稼働による影響を十分に考慮すること。

(2) 騒音及び超低周波音等の影響

本事業は、風力発電設備の建て替え事業で、基数は減少するものの風力発電設備は大型化する計画となっている。

風力発電事業においては、騒音及び超低周波音による周囲への影響について不安視する声もあることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、配慮が特に必要な施設等からの距離に留意し、最新の知見等に基づき適正な環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。また、評価の結果、騒音等の影響が懸念される場合においては、影響が回避又は低減するよう風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 風車の影

風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、配慮が特に必要な施設等からの距離に留意し、適切に調査及び予測を行うこと。また、評価の結果、影響が懸念される場合においては、風車の影による生活環境への影響を回避又は低減するよう風力発電設備等の配置等を検討すること。

(4) 水環境

事業実施想定区域及びその周囲には河川が存在し、建設機械の稼働や土地の造成等の施工により高濁度の濁水が発生し、下流河川の榊原川及び谷杉川の表流水を原水とする久居別所浄水場及び久居金剛峰浄水場の運転及び水道水質への影響が懸念される。

また、当該事業実施区域は、三重県水源地域の保全に関する条例に基づく特定水源地域、森林法に基づく水源涵養保安林が存在するなど、当該地域の森林は、地域社会にとって災害・水害の防止、水源の涵養、環境の保全を図る上で極めて重要な役割を有している。

計画段階環境配慮書段階では、工事計画等まで決まるような計画熟度がないことから計画段階配慮事項として選定されていないが、今後の方法書以降の手続きにおいては、事業特性や地域特性を踏まえて適切に調査、予測及び評価を行い、河川への影響が懸念される場合には具体的な環境保全措置についても記載すること。

(5) 動物に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺において、クマタカ等の希少猛禽類の

生息が確認されているほか、サシバ等の渡りの経路となっている可能性がある。また、文化財保護法による国特別天然記念物カモシカ及び国天然記念物ヤマネ等の生息域である可能性があり、周辺河川（長野川水系）には国天然記念物ネコギギが生息する環境となっている。

このことから、今後、工事計画等の作成や風力発電設備等の配置の検討に当たっては、専門家の意見を聴取して適切に調査及び予測を行うこと。また、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を講ずることにより、これらへの影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域内の森林及び低木・草地環境に生育する重要な植物について、詳細な調査、予測を行い、生育環境が変化する可能性があれば、適切な環境保全措置を講ずることにより、これらへの影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(7) 景観

主要な眺望景観への影響の予測結果によると、「青山高原」が影響を受ける可能性があるとされているが、「青山高原」を含む山並みは、津市景観計画において山地景観ゾーンとして位置づけ、良好な景観の形成に関する方針を定めているところであり、当該ゾーン景観類型別の森林景観の景観形成方針に基づき、眺望への影響が少なくなるよう配慮すること。

また、事業実施想定区域は優れた自然景観を形成しているため、平野部からの眺望についても景観への影響に可能な限り配慮すること。

(8) 人と自然との触れ合い活動の場

事業実施想定区域にある青山高原は、室生赤目青山国定公園の一角を形成し、青山高原から笠取山に続くなだらかな草原地帯には5月中旬頃に「市の花」であるツツジが咲き、秋にはススキが一面を覆うなど、多くのハイカーをはじめとする観光客が訪れる自然と触れ合う活動の場となっている。また、国内最大規模の風力発電施設を有する高原としても知名度が高く、県内外から年間を通じてドライブやツーリング客等で賑わう観光スポットでもある。

今回の計画においては、風力発電設備の基数は現在の20基から7基程度に減少する予定であるが、風力発電設備自体は大型化する計画となっており、既に稼働実績があるものの大型化による不確実性や事業実施想定区域の一部を改変する可能性もあることから、今後、本市の貴重な観光資源としての魅力度・価値を下げることはないよう、適切な調査、予測及び評価を実施すること。また、その結果を踏まえ、影響が懸念される場合には適

切な環境保全措置を講ずること。

(9) その他

事業実施想定区域及びその周囲は、津市鳥獣被害防止計画に定めるニホンジカ、イノシシ及びニホンザル等の対象鳥獣の生息する場所であり、本事業の実施に伴いこれらの種の行動圏に変化が生じ獣害などの被害が増大することが懸念される。このことから行動圏及び動向を踏まえた調査を行い、工事中及び供用開始後の集落などへの影響について調査、予測及び評価を行うこと。